

分類コード	X－1－1－1－02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本務第493号 生企第494号
刑企第176号 交企第175号
備一第133号

令和5年7月27日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

被害者支援員制度実施要領の一部改正について（例規）
被害者支援員制度については、「被害者支援員制度実施要領の一部改正について（例規）」
（令和5年6月27日付け秋本務第428号ほか。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「被害者支援員制度実施要領」により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。
なお、旧例規は廃止する。

この担当 警務課被害者支援係（☎2663）

別添

被害者支援員制度実施要領

第1 目的

この要領は、事件発生後短期間における犯罪被害者又はその家族若しくは遺族（以下「被害者等」という。）に対する円滑な支援措置を図るため、被害者支援員（以下「支援員」という。）の指定とその運用等に関して必要な事項を定め、もって被害者等の精神的な被害の回復及び軽減に努めるとともに、捜査活動への協力を確保しながら、効果的な被害者支援を推進することを目的とする。

第2 支援体制

各警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に、総括責任者、実施責任者及び支援員を置くものとする。警察署長及び高速隊長（以下「署長等」という。）は、支援員制度が真に被害者等のニーズに応えるものとなるよう努めるとともに、本制度の趣旨が支援員の運用のみならず、あらゆる捜査活動の過程で実践されるよう、指導・教養の徹底を図るものとする。

1 総括責任者

総括責任者は、警察署の副署長又は高速隊副隊長をもって充てる。

総括責任者は、本制度を効果的に推進するため、署（隊）員の業務の調整を図るとともに、確実な被害者支援を行い、その推進状況を署長等に報告するものとする。

2 実施責任者

実施責任者は、警察署にあっては生活安全課、刑事課（秋田中央警察署にあっては刑事第一課及び刑事第二課）、交通課及び警備課（以下「事件主管課」という。）の長、高速隊にあっては隊長補佐、十和田分駐隊長、二ツ井分駐隊長及び横手分駐隊長をもって充てる。夜間においては、当直責任者をもって充てるものとする。

実施責任者は、総括責任者の指揮を受け、被害者等への支援員の割当て、支援状況の管理及び支援員に対する必要な教養を行うものとする。

3 支援員

支援員は、第3により指定された者をもって充てる。

第3 支援員の指定及び解除

署長等は、警部補（相当職員を含む。）以下の署（隊）員の中から、適任と認められる者を支援員に指定するものとする。

1 指定

支援員の指定は、人事異動後、速やかに行うほか、必要に応じて随時行うものとする。

支援員として指定する人数は、警察署にあっては、原則として事件主管課の捜査を担当する係ごとに1人以上とするほか、「秋田県警察指定捜査員運用要綱の一部改正について（例規）」（令和2年3月10日付け秋本刑企第56号）に基づき指定する性犯罪指定捜査員の中からも1人以上を指定するものとする。

高速隊にあっては、本隊及び分駐隊にそれぞれ1人以上を指定するものとする。

2 解除

署長等は、支援員について疾病その他指定の継続が適当でないと認めた場合は、指定を解除するものとする。

なお、指定を解除した場合は、新たな支援員を指定するものとする。

第4 支援員が対応する被害者等

1 支援員は、次に定める身体犯又は重大な交通事故事件及び警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（以下「対象事件」という。）の被害者等について対応するものとする。

2 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう（未遂罪の規定があるものは未遂を含む。）。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪（刑法第241条）
- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条）
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条）
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条）
- (16) 傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

3 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

- (1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

- (2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

- (3) 交通死亡事故等

(1)及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

- (4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

上記のほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処

罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第6条第2項）に該当する事件

第5 支援員の任務

支援員は、第4に定める対象事件が発生したときは、捜査員とともに現場臨場し、総括責任者及び実施責任者の指揮の下、被害者支援に関する次の任務を行うものとする。

1 付添い等の措置

- (1) 被害者等への自己紹介及び支援活動の説明
- (2) 現場の状況により医師の早期診察が必要な場合は、病院の手配、搬送及び付添い
- (3) 実況見分及び検証時の付添い
- (4) 面通し、モニタージュ作成等の付添い
- (5) 自宅等への送迎
- (6) 家の戸締り等の防犯指導

2 ヒアリング措置

- (1) 被害者等の心配事等に関する相談
- (2) 捜査員による事情聴取等の必要性の説明
- (3) 被害者等からの事情聴取、被害者調書の作成又はその補助

3 説明

- (1) 「被害者の手引」の交付
- (2) 診断書料等の説明
- (3) 公判までの手続等の説明
- (4) 各種相談機関・団体等の紹介
- (5) 犯罪被害給付制度の概要の説明
- (6) 捜査手続等の説明

4 その他必要な被害者支援活動

- (1) 被害者連絡担当者と連携を密にした上での定期的な訪問及び相談
- (2) 法廷内部等の説明及び公判廷への付添い
- (3) 被害者等の要望に基づく必要な措置

第6 支援員の運用

1 担当者の指定

事件主管課長、高速隊隊長補佐及び分駐隊長（以下「事件主管課長等」という。）は、対象事件を認知した場合、総括責任者の承認を得て、被害者支援を講ずべき被害者ごとに、支援員の中から担当者を指定するものとする。

2 当直時の運用

警察署の当直責任者は、当直時間帯に対象事件が発生した場合、当直員の中に支援員がいないときは、事件主管課長と協議の上、支援員を呼び出し、対応させるものとする。また、当直員の中に指定されている支援員がいるときは、当該支援員に事件・事故認知直後の初期的な対応を指示するものとし、当該支援員は、当直交替時に担当者に引き継ぐものとする。

なお、事件の多発等により、指定された支援員の初期的対応が困難な場合には、当直員の中に支援員がいないときと同様に対応するものとする。

第7 支援員が対応する期間

1 対応期間

支援員が対応すべき期間は、原則として当該事件の被疑者が検挙され、起訴、不起訴等の処分が確定したときまでとする。ただし、被害者等の実情に応じて、署長等が必要と認めた場合は、弾力的に運用できるものとする。

2 対応の必要性が認められなくなった場合の措置

事件主管課長等は、被害者等が支援員による支援を希望しない場合や他の機関に引き継ぐなどの事情により支援員の対応を打ち切ることが適当と認める場合は、署長等の承認を受けて当該対応を打ち切るものとする。

第8 報告

支援員を指定したとき又は支援員を運用したときは、速やかに被害者支援管理システムにより警務部警務課長に報告すること。

なお、必要に応じて、被害者支援員名簿（様式第1号）又は被害者支援員運用状況票（様式第2号）を出力して使用すること。

様式第 1 号

期	日	指	定
保管期限	年 月 日まで		
年 月 日			

警 務 課 長 殿

警察署（隊）長

被害者支援員名簿

[illegible]

様式第2号

分類コード	A-3-5-4-01
保存期間	1年(年 月 日まで)

年 月 日
警 察 署 (隊)

被害者支援員運用状況票

被害者支援員		課名：		氏名：	
事 件 名					
罪 名					
発 生 年 月 日		年 月 日		時 分	
事 件 概 要					
支 援 要 否 判 断					
支援開始年月日		年 月 日			
被害者	住 所				
	職 業				
	氏 名			性 別	
	生 年 月 日	年 月 日		年 齢	歳
支援対象者	被害者との関係				
	住 所				
	職 業				
	氏 名			性 別	
	生 年 月 日	年 月 日		年 齢	歳
支援対象者の状態	基 準 日	年 月 日現在			
	継続的支援の必要性				
	心身の症状の程度				
	症 状 の 内 容				
	被害者要望の有無				
	特に配慮を要すること				
	関係機関の支援の必要性				

(被害者支援員運用状況票 続用紙)

[illegible]